

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年 8 月 7 日
【会社名】	株式会社中山製鋼所
【英訳名】	Nakayama Steel Works, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 森 田 俊 一
【本店の所在の場所】	大阪市大正区船町一丁目 1 番66号
【電話番号】	(06)6555-3111(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 阪 口 光 昭
【最寄りの連絡場所】	大阪市大正区船町一丁目 1 番66号
【電話番号】	(06)6555-3035
【事務連絡者氏名】	経理部長 阪 口 光 昭
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 9,012,536,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年8月7日にその他の者に対する割当の募集条件その他新株式発行に関して必要な事項が決定されたこと、同日に平成26年3月期第1四半期決算短信が公表されたこと及び同日に臨時報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、平成25年3月28日に提出いたしました有価証券届出書並びに平成25年3月29日、5月10日、6月19日、7月9日及び7月10日に提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 株式募集の方法及び条件
 - (1) 募集の方法
 - (2) 募集の条件
- 4 新規発行による手取金の使途
 - (1) 新規発行による手取金の額

第2 売出要項

募集又は売出しに関する特別記載事項

事業再生計画の概要について

1. 本事業再生計画の基本方針
2. 企業再編等
3. 金融支援
 - (1) 債権放棄を受ける債務の内容等
 - (2) 金融支援による当社財務への影響
 - (3) 上場廃止基準への該当に関する事項
4. 本事業再生計画のスケジュール

第3 第三者割当の場合の特記事項

- 1 割当予定先の状況
- 3 発行条件に関する事項
 - (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方、本第三者割当増資が有利発行に該当するものと判断した理由、その判断の過程及び本第三者割当増資を有利発行により行う理由並びに本第三者割当増資に関して監査役が表明する意見
 - (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠
- 4 大規模な第三者割当増資に関する事項
- 5 第三者割当増資後の大株主の状況
- 6 大規模な第三者割当増資の必要性
 - (2) 大規模な第三者割当増資による既存株主への影響についての取締役会の判断内容
 - (3) 大規模な第三者割当増資を行うことについての判断過程

第三部 追完情報

3 【訂正箇所】

訂正箇所は__線で示しております。

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

(訂正前)

種類	発行数(上限)	内容
普通株式	346,750,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は1,000株であります。

(注) 1. <省略>

2. <省略>

3. 本第三者割当増資の実行は、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 事業再生計画の概要について」に記載のとおり、本株主総会において、()当社を株式交換完全親会社とし当社連結子会社5社（中山三星建材株式会社、中山通商株式会社、三星商事株式会社、三星海運株式会社及び三泉シャワー株式会社を指します。以下、これら5社を総称して「連結子会社ら」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）、()当社の発行可能株式総数の増加に係る定款変更、及び()本第三者割当増資に係る承認がなされ、前記()及び()の効力が発生していること、機構により、関係金融機関等が当社に対して有する金融債権に関して、株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号、その後の改正を含む。以下、「機構法」といいます。）第28条第1項に定める買取決定（以下、「本買取決定」といいます。）が行われること（平成25年6月20日予定）、並びに当社に対して金融債権を有する関係金融機関等（以下、「関係金融機関等」といいます。）から受ける約602億円の債権放棄（以下、「本債権放棄」といいます。）が実行されることを条件として行うものであります。

4. 本第三者割当増資に関する本株主総会での承認及び本第三者割当増資に先立って当社が予定している本株式交換の効力発生（平成25年7月9日を予定しております。）までは本株主交換における反対株主からの株式買取請求の有無などが未確定であるため、前記発行数（上限）は、本株式交換における反対株主による株式買取請求が全くなされない状況を仮定した場合に、希薄化率に関する株式会社東京証券取引所（以下、「東証」といいます。）の上場廃止基準に抵触しないという条件の下、本第三者割当増資後に割当予定先が保有することとなる議決権数の合計が当社の議決権総数の3分の2超となること及び払込金額の合計を約90億円（予定）とすることを勘案して、割当予定先が引受けることが想定される最大の発行株式数を記載しております。

なお、発行数の上限に関しては、具体的に以下のように確認することができます。すなわち、当社の発行済株式総数は、平成24年9月30日現在131,383千株であり、議決権数は、128千個となっております。本株式交換における反対株主による株式買取請求が全くなされると仮定した場合に、本株式交換による当社株式の新規発行数は、152,772千株を予定しており、これにより議決権数は、66千個増加する予定です（なお、子会社間の持ち合い株式に交付される当社株式については、子会社が保有する親会社株式に該当することになることから、議決権数の増加に寄与致しません。）。さらに、本第三者割当増資により346千個の議決権が増加することによって、総議決権数は541千個となる予定です。この結果、スポンサー（新日鐵住金株式会社、阪和興業株式会社、日鐵商事株式會社、エア・ウォーター株式会社、大阪瓦斯株式会社及び大和PIパートナーズ株式会社の6社を指します。以下、当該6社を総称して「スポン

サー」といいます。)の本第三者割当増資後の議決権数は、スポンサーの既所有分15千個と合わせて362千個となり、総議決権数に占める割合は、67.0%(3分の2超)となる予定です。しかしながら、本株式交換において、株式買取請求が行われた場合には、株式交換による新規発行数が減少するため、スポンサーが3分の2超の議決権を獲得するための必要株式数が減少いたします。このため、本第三者割当増資の発行数346,750千株は、発行数の上限となっております。

本第三割当増資の最終的な発行数及び発行価格は、本株式交換の結果(反対株主による株式買取請求の結果を含みます。以下、同じ。)を踏まえて、本第三者割当増資後に割当予定先が保有することとなる議決権数の合計が当社の議決権総数の3分の2超となること及び払込金額の合計を約90億円(予定)とすることを勘案し、平成25年7月10日以降、本株式交換の結果を踏まえて各スポンサーと協議の上、前記発行数(上限)及び後記「(2)募集の条件」記載の発行価格の範囲内で平成25年8月7日開催予定の当社取締役会において最終決定いたします。

5. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	346,636,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は1,000株であります。

(注) 1. <省略>

2. <省略>

3. 本第三者割当増資の実行は、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 事業再生計画の概要について」に記載のとおり、本株主総会において、()当社を株式交換完全親会社とし当社連結子会社5社(中山三星建材株式会社、中山通商株式会社、三星商事株式会社、三星海運株式会社及び三泉シャープ株式会社を指します。以下、これら5社を総称して「連結子会社ら」といいます。)を株式交換完全子会社とする株式交換(以下、「本株式交換」といいます。)、()当社の発行可能株式総数の増加に係る定款変更、及び()本第三者割当増資に係る承認がなされ、前記()及び()の効力が発生していること、機構により、関係金融機関等が当社に対して有する金融債権に関して、株式会社地域経済活性化支援機構法(平成21年法律第63号、その後の改正を含む。以下、「機構法」といいます。)第28条第1項に定める買取決定(以下、「本買取決定」といいます。)が行われること、__当社に対して金融債権を有する関係金融機関等(以下、「関係金融機関等」といいます。)から受ける約602億円の債権放棄(以下、「本債権放棄」といいます。)が実行されること、並びに金融商品取引法に基づく届出の効力が発生していることを条件として行うものであります。なお、前記の条件に関しましては、本株主総会において前記()ないし()に係る議案が承認可決され、平成25年7月9日に前記()の効力が、同年7月10日に()の効力が生じております。前記の条件に関しましては、同年6月20日に本買取決定が行われております。

4. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

（注）4. の全文削除および5. の番号変更

2 株式募集の方法及び条件

(1) 募集の方法

(訂正前)

区分	発行数(上限)	発行価額の総額(円) (予定)	資本組入額の総額(円) (予定)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	346,750,000株	9,015,500,000	4,507,750,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	346,750,000株	9,015,500,000	4,507,750,000

(注) 1. 第三者割当増資の方法によります。

2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額(発行価格を26円と仮定して算出)であります。また、増加する資本準備金の額の総額は、4,507,750,000円(発行価格を26円と仮定して算出)の予定です。

3. 最終的な発行数及び発行価格は、本第三者割当増資に関する本株主総会での承認及び本株式交換の効力発生後に、前記発行数(上限)及び後記「(2) 募集の条件」記載の発行価格(下限)の範囲内で平成25年8月7日開催予定の当社取締役会において最終決定いたします。よって、発行価額の総額、資本組入額の総額及び増加する資本準備金の額も、同最終決定によって決定いたします。なお、発行価額の総額は90億円～93億円の範囲となる予定です。

(訂正後)

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	346,636,000株	9,012,536,000	4,506,268,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	346,636,000株	9,012,536,000	4,506,268,000

(注) 1. 第三者割当増資の方法によります。

2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は4,506,268,000円の予定です。

（注）3. の全文削除

(2) 募集の条件

(訂正前)

発行価格 (円) (下限)	資本組入額 (円) (予定)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
26円	4,507,750,000	1,000株	平成25年8月27日 (火)	-	平成25年8月27日 (火)

- (注) 1. 第三者割当増資の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額（発行価格を26円と仮定して算出）であります。
3. 発行価格については、26円を下限としておりますが、本株式交換の結果により、本第三者割当増資の発行数が減少する可能性があることから、資金調達所要額（90億円～93億円）を確保するためには、26円を上回ることが考えられます。
4. 払込期日までに、総数引受契約を締結しない場合は、本普通株式に係る割当は行われないこととなります。
5. 申込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、
6. 本第三者割当増資の実行は、本株主総会において、()本株式交換、()当社の発行可能株式総数の増加に係る定款変更、及び()本第三者割当増資に係る承認がなされ、前記()及び()の効力が発生していること、機構により、本買取決定が行われること（平成25年6月20日予定）、並びに本債権放棄が実行されることを条件としております。
7. 本第三者割当増資の申込期間及び払込期日は、本第三者割当増資が本債権放棄の実行を条件としていることから、本債権放棄の実行と同時を予定しており、本債権放棄の実行は、本買取決定に基づく債権買取り等の実行と同時を予定しているところ、当該債権買取り等の実行は、当該債権買取り等の実行に係る債権調査のための期間（本買取決定から2か月程度）を勘案して、平成25年8月27日に予定されていることから、本第三者割当増資の申込期間及び払込期日も同日に設定しております。
8. 最終的な発行価格その他の募集条件は、本第三者割当増資に関する本株主総会での承認及び本株式交換の効力発生後に、前記発行数（上限）及び発行価格（下限）その他の項目に記載された範囲内で平成25年8月7日開催予定の当社取締役会において最終決定いたします。

(訂正後)

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
26円	4,506,268,000	1,000株	平成25年8月27日 (火)	-	平成25年8月27日 (火)

- (注) 1. 第三者割当増資の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
3. 払込期日までに、総数引受契約を締結しない場合は、本普通株式に係る割当は行われないこととなります。
4. 申込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、

5. 本第三者割当増資の実行は、本株主総会において、()本株式交換、()当社の発行可能株式総数の増加に係る定款変更、及び()本第三者割当増資に係る承認がなされ、前記()及び()の効力が発生していること、機構により、本買取決定が行われること、本債権放棄が実行されること、並びに金融商品取引法に基づく届出の効力が発生していることを条件としております。なお、前記の条件に関しましては、本株主総会において前記()ないし()に係る議案が承認可決され、平成25年7月9日に前記()の効力が、同年7月10日に前記()の効力が生じております。前記の条件に関しましては、同年6月20日に本買取決定が行われております。
6. 本第三者割当増資の申込期間及び払込期日は、本第三者割当増資が本債権放棄の実行を条件としていることから、本債権放棄の実行と同時を予定しており、本債権放棄の実行は、本買取決定に基づく債権買取り等の実行と同時を予定しているところ、当該債権買取り等の実行は、当該債権買取り等の実行に係る債権調査のための期間（本買取決定から2か月程度）を勘案して、平成25年8月27日に予定されていることから、本第三者割当増資の申込期間及び払込期日も同日に設定しております。
- (注) 3. 及び 8. の全文削除並びに 4. ないし 7. の番号変更

4 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

(訂正前)

払込金額の総額（円）（予定）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
9,015,500,000	33,000,000	8,982,500,000

- (注) 1. 払込金額の総額（予定）は、前記の発行数（上限）及び発行価格（下限）を基礎として算出した見込み額です。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用は、主に登録免許税等の登記関連費用を予定しております。

(訂正後)

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
9,012,536,000	33,000,000	8,979,536,000

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
2. 発行諸費用は、主に登録免許税等の登記関連費用を予定しております。
- (注) 1. の全文削除並びに 2. 及び 3. の番号変更

第2 売出要項

募集又は売出しに関する特別記載事項

事業再生計画の概要について

1. 本事業再生計画の基本方針

(訂正前)

<前略>

健全な財務体質への改善

関係金融機関等から本債権放棄(約602億円の債権放棄)を受けることで有利子負債を306億円程度まで削減し、スポンサーによる総額約90億円(予定)規模の出資を受けることで、財務体質を大幅に改善します。

<後略>

(訂正後)

<前略>

健全な財務体質への改善

関係金融機関等から本債権放棄(約602億円の債権放棄)を受けることで有利子負債を306億円程度まで削減し、スポンサー(新日鐵住金株式会社、阪和興業株式会社、日鐵商事株式会社、エア・ウォーター株式会社、大阪瓦斯株式会社及び大和P Iパートナーズ株式会社の6社を指します。以下、当該6社を総称して「スポンサー」といいます。)による総額約90億円規模の出資を受けることで、財務体質を大幅に改善します。

<後略>

2. 企業再編等

(訂正前)

当社が、本事業再生計画を遂行し、当社事業の再生を図るためには、グループ一体経営を強化し、当社グループが一体となって再生に取り組むとともに、財務体質を改善する必要があることから、以下の企業再編等を予定しています。

(1) 株式交換

当社は、グループ全体の経営資源の選択と集中及びガバナンス体制の強化を目的として、連結子会社らとの間で本株式交換を実施し、連結子会社らの全てを当社の完全子会社とします。

(2) 第三者割当増資

当社は、本株主総会において、()本株式交換、()当社の発行可能株式総数の増加に係る定款変更、及び()本第三者割当増資に係る承認がなされ、前記()及び()の効力が発生していること、本買取決定が行われること、並びに本債権放棄が実行されることを前提に、スポンサーに対して、第三者割当増資による募集株式の発行を行います。

なお、実際の発行株式数及び払込金額は、本第三者割当増資に関する本株主総会での承認及び本株式交換の効力発生後に、本株式交換の効力発生日後の当社の発行済株式総数や総議決権数の状況等を踏まえて各スポンサーとの協議により最終決定する予定です。したがって、今後、スポンサーの取得する株式数、取得する議決権比率及び払込金額には変更が生じる可能性があります。

当社は、スポンサーに対して、第三者割当による募集株式の発行を行うことにより、本事業再生計画の遂行に必要な総額約90億円（予定）規模の資金を調達し、スポンサーの当社に対する議決権比率は、合計で3分の2超となります。また、当社は、スポンサーに対して、本事業再生計画の遂行に必要な最大限の支援と協力を依頼します。

<後略>

（訂正後）

当社が、本事業再生計画を遂行し、当社事業の再生を図るためには、グループ一体経営を強化し、当社グループが一体となって再生に取り組むとともに、財務体質を改善する必要があることから、以下の企業再編等を実施し、あるいは実施を予定しています。

（１）株式交換

当社は、グループ全体の経営資源の選択と集中及びガバナンス体制の強化を目的として、連結子会社らとの間で本株式交換を実施し、連結子会社らの全てを当社の完全子会社としました。

（２）第三者割当増資

当社は、本株主総会において、（ ）本株式交換、（ ）当社の発行可能株式総数の増加に係る定款変更、及び（ ）本第三者割当増資に係る承認がなされ、前記（ ）及び（ ）の効力が発生していること、本買取決定が行われること、本債権放棄が実行されること、並びに 金融商品取引法に基づく届出の効力が発生していることを前提に、スポンサーに対して、第三者割当増資による募集株式の発行を行います。

なお、実際の発行株式数及び払込金額は、本第三者割当増資に関する本株主総会での承認及び本株式交換の効力発生後に、本株式交換の効力発生日後の当社の発行済株式総数や総議決権数の状況等を踏まえて各スポンサーとの協議により最終決定いたしました。

当社は、スポンサーに対して、第三者割当による募集株式の発行を行うことにより、本事業再生計画の遂行に必要な総額約90億円規模の資金を調達し、スポンサーの当社に対する議決権比率は、合計で3分の2超となります。また、当社は、スポンサーに対して、本事業再生計画の遂行に必要な最大限の支援と協力を依頼します。

<後略>

３．金融支援

（１）債権放棄を受ける債務の内容等

（訂正前）

<前略>

債権放棄を受ける債務の種類	借入金
本債権放棄の額（単体）	約602億円
最近事業年度の末日（平成24年3月31日）の債務の総額（単体）	1,177億円
最近事業年度の末日（平成24年3月31日）の債務の総額に対する当該債権放棄等の割合	51%

（訂正後）

<前略>

債権放棄を受ける債務の種類	借入金及びデリバティブ解約清算金
本債権放棄の額（単体）	602億円
最近事業年度の末日（平成25年3月31日）の債務の総額（単体）	1,074億円
最近事業年度の末日（平成25年3月31日）の債務の総額に対する当該債権放棄等の割合	56%

（2）金融支援による当社財務への影響

（訂正前）

平成24年12月31日における連結純資産額は約426億円である一方で、本日別途開示しております「臨時報告書」に記載のとおり、平成25年3月期に減損損失約522億円及び棚卸資産評価損約35億円の特別損失を計上することから、この結果、平成25年3月期決算において、連結純資産がマイナスとなり、債務超過となる見通しです。

<後略>

（訂正後）

平成24年12月31日における連結純資産額は約426億円である一方で、平成25年3月28日に別途開示しております「臨時報告書」に記載のとおり、平成25年3月期に減損損失約522億円及び棚卸資産評価損約35億円の特別損失を計上した結果、平成25年3月期決算において、連結純資産がマイナスとなり、債務超過となりました。

<後略>

（3）上場廃止基準への該当に関する事項

（訂正前）

<前略>

但し、本債権放棄額は最近事業年度の末日の債務の総額の10%以上となることから、本債権放棄の合意により、当社は東証の上場廃止基準に抵触することとなります。

当社としては上場維持のため、有価証券上場規程第605条第1項に基づく再建計画等の審査に係る申請を行います。これに伴い、同取引所により再建計画が適当と認められ、かつ、本債権放棄の合意がなされ、再建計画を開示した日の翌日（平成25年6月21日）から1ヶ月間の平均時価総額及び当該1ヶ月間の最終日（平成25年7月20日（実質的に同年7月19日））の時価総額のいずれもが10億円以上であったときには、上場が維持されることとなります。

（訂正後）

<前略>

但し、本債権放棄額は最近事業年度の末日の債務の総額の10%以上となることから、本債権放棄の合意により、当社は株式会社東京証券取引所（以下、「東証」といいます。）の上場廃止基準に抵触することとなります。

当社としては上場維持のため、有価証券上場規程第605条第1項に基づく再建計画等の審査に係る申請を行いました。これに伴い、同取引所により再建計画が適当と認められたこと、本債権放棄の合意がなされ

たこと、および再建計画を開示した日の翌日(平成25年6月21日)から1ヶ月間の平均時価総額及び当該1ヶ月間の最終日(平成25年7月20日(実質的に同年7月19日))の時価総額のいずれもが10億円以上であったことから、上場が維持されております。

4. 本事業再生計画のスケジュール

(訂正前)

平成25年 3月28日(木)	機構に対する再生支援申込み及び本再生支援決定 本株式交換に関する株式交換契約の締結
5月中旬	本株主総会の招集等に係る取締役会決議
6月18日まで	連結子会社らの定時株主総会
6月18日(火)	本株主総会 本株式交換の承認 定款変更の承認 本第三者割当増資の承認
6月20日(木)	<u>本債権放棄の合意(予定)</u> <u>本買取決定(予定)</u>
7月9日(火)	<u>本株式交換の効力発生(予定)</u>
8月7日(水)	<u>本第三者割当増資の最終条件の決定(予定)</u>
8月27日(火)	本債権放棄の実行(予定) 機構による債権買取り等(注)の実行(予定) 本第三者割当増資に係る払込みの完了(予定)

(注) 機構法第22条第1項第1号に定める「債権買取り等」を指します。

(訂正後)

平成25年 3月28日(木)	機構に対する再生支援申込み及び本再生支援決定 本株式交換に関する株式交換契約の締結
5月中旬	本株主総会の招集等に係る取締役会決議
6月18日まで	連結子会社らの定時株主総会
6月18日(火)	本株主総会 本株式交換の承認 定款変更の承認 本第三者割当増資の承認
6月20日(木)	<u>本債権放棄の合意</u> <u>本買取決定</u>
7月9日(火)	<u>本株式交換の効力発生</u>
8月7日(水)	<u>本第三者割当増資の最終条件の決定</u>

8月27日（火） 本債権放棄の実行（予定）

機構による債権買取り等（注）の実行（予定）

本第三者割当増資に係る払込みの完了（予定）

（注）機構法第22条第1項第1号に定める「債権買取り等」を指します。

第3 第三者割当の場合の特記事項

1 割当予定先の状況

（訂正前）

a 割当予定先の概要	名称	新日鐵住金株式会社	
	本店の所在地	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号	
	直近の有価証券報告書（当該有価証券報告書の提出後に提出された四半期報告書又は半期報告書を含む。）の提出日	（有価証券報告書） 事業年度第88期 （自平成24年4月1日至平成25年3月31日） 平成25年6月25日 関東財務局長に提出	
b 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式数（株）	0
		割当予定先が保有している当社の株式数（株）	12,875,957
	人事関係	当社の取締役のうち、藤井博務氏は割当予定先の役職員出身者です。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引関係	電炉で生産される半製品納入、熱延工場生産能力を活用した加工受託、及び厚板の圧延委託などの鉄鋼製品の販売や原材料仕入等に関する取引関係があります。	

< 中略 >

c 割当予定先の選定理由

< 中略 >

その上で、当社は、外部からの資本受け入れを含むその他の財務基盤の強化施策を検討し、本有価証券届出書提出日に、三菱東京UFJ銀行と協議の上、機構に再生支援を申し込みし、本事業再生計画を提出しております。機構の再生支援手続の中で、企業価値の棄損を回避し財務健全化を図ることを目的として、本事業再生計画に基づいて、透明・公正な手続により 関係金融機関等に対して本債権放棄等の金融支援を依頼し、本事業再生計画を遂行するための企業再編面での取り組みとして、本株式交換によるグループ体化を強化した上で、スポンサー各社から約90億円（予定）規模の本第三者割当増資により資金調達を行うことにより、財務基盤の強化を図り、抜本的な事業再構築に取り組み、企業価値の最大化を図ることとしました。

< 中略 >

なお、各割当予定先の個別選定理由は下表のとおりです。

割当予定先	選定理由
新日鐵住金株式会社	電炉で生産される半製品納入、熱延工場生産能力を活用した加工受託、及び厚板の圧延委託などの鉄鋼製品の販売や原材料仕入関係の更なる強化、また、当社は、今後新日鐵住金株式会社が指名する監査役1名を、本株主総会における選任決議に基づき受け入れる予定
阪和興業株式会社	鉄鋼製品の販売や原材料仕入関係の更なる強化
日鐵商事株式會社	鉄鋼製品の販売や原材料仕入関係の更なる強化
エア・ウォーター株式会社	液化酸素、液化窒素等液化ガスの原材料仕入関係の更なる強化
大阪瓦斯株式会社	都市ガスの仕入関係の更なる強化
大和P Iパートナーズ株式会社	財務的なアドバイスを通じた新たな関係構築とその強化

< 中略 >

d 割り当てようとする株式の数（予定）

新日鐵住金株式会社	約94,246千株	約24.5億円
阪和興業株式会社	約79,883千株	約20.8億円
日鐵商事株式會社	約52,404千株	約13.6億円
エア・ウォーター株式会社	約46,885千株	約12.2億円
大阪瓦斯株式会社	約19,230千株	約5.0億円
大和P Iパートナーズ株式会社	約54,102千株	約14.1億円

但し、本第三者割当増資に先立つ本株式交換の結果によっては、当社の発行済株式総数や総議決権数の状況に変動が生じうるため、各割当先への割当株式数その他の募集の概要の最終的な内容は、本株主総会での承認及び本株式交換の効力発生後、前記発行数（上限）及び発行価格（下限）その他の項目に記載された範囲内で、平成25年8月7日開催予定の当社取締役会において最終決定する予定です。

また、発行価額は発行価格を26円（下限）と仮定した場合の予定額を記載しております。

< 中略 >

f 払込みに要する資金等の状況

< 中略 >

なお、本第三者割当増資は、前記「2 株式募集の方法及び条件（2）募集の条件」（注）6に記載のとおり、本株主総会において、（ ）本株式交換、（ ）当社の発行可能株式総数の増加に係る定款変更、及び（ ）本第三者割当増資に係る承認がなされ、前記（ ）及び（ ）の効力が発生していること、本買取決定が行われること、並びに本債権放棄が実行されることを条件とし、本第三者割当増資の払込期日は、前記「2 株式募集の方法及び条件（2）募集の条件」（注）7に記載のとおり、本買取決定に基づく債権買取り等の実行日と同日である平成25年8月27日を予定しております。

< 後略 >

(訂正後)

a 割当予定先の概要	名称	新日鐵住金株式会社	
	本店の所在地	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号	
	直近の有価証券報告書（当該有価証券報告書の提出後に提出された四半期報告書又は半期報告書を含む。）の提出日	（有価証券報告書） 事業年度第88期 （自平成24年4月1日至平成25年3月31日） 平成25年6月25日 関東財務局長に提出	
b 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式数(株)	0
		割当予定先が保有している当社の株式数(株)	12,875,957
	人事関係	当社の監査役のうち、川野辺弘文氏は割当予定先の役員出身者です。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引関係	電炉で生産される半製品納入、熱延工場生産能力を活用した加工受託、及び厚板の圧延委託などの鉄鋼製品の販売や原材料仕入等に関する取引関係があります。	

< 中略 >

c 割当予定先の選定理由

< 中略 >

その上で、当社は、外部からの資本受け入れを含むその他の財務基盤の強化施策を検討し、本有価証券届出書提出日に、三菱東京UFJ銀行と協議の上、機構に再生支援を申し込みし、本事業再生計画を提出しております。機構の再生支援手続の中で、企業価値の棄損を回避し財務健全化を図ることを目的として、本事業再生計画に基づいて、透明・公正な手続により 関係金融機関等に対して本債権放棄等の金融支援を依頼し、本事業再生計画を遂行するための企業再編面での取り組みとして、本株式交換によるグループ一体化を強化した上で、スポンサー各社から約90億円規模の本第三者割当増資により資金調達を行うことにより、財務基盤の強化を図り、抜本的な事業再構築に取り組み、企業価値の最大化を図ることとしました。

< 中略 >

なお、各割当予定先の個別選定理由は下表のとおりです。

割当予定先	選定理由
新日鐵住金株式会社	電炉で生産される半製品納入、熱延工場生産能力を活用した加工受託、及び厚板の圧延委託などの鉄鋼製品の販売や原材料仕入関係の更なる強化、また、本株主総会における選任決議に基づく新日鐵住金株式会社が指名した監査役1名の受け入れ
阪和興業株式会社	鉄鋼製品の販売や原材料仕入関係の更なる強化
日鐵商事株式會社	鉄鋼製品の販売や原材料仕入関係の更なる強化
エア・ウォーター株式会社	液化酸素、液化窒素等液化ガスの原材料仕入関係の更なる強化
大阪瓦斯株式会社	都市ガスの仕入関係の更なる強化
大和PIパートナーズ株式会社	財務的なアドバイスを通じた新たな関係構築とその強化

< 中略 >

d 割り当てようとする株式の数

新日鐵住金株式会社

94,212千株 24.5億円

阪和興業株式会社	79,856千株	20.8億円
日鐵商事株式會社	52,387千株	13.6億円
エア・ウォーター株式会社	46,866千株	12.2億円
大阪瓦斯株式会社	19,230千株	5.0億円
大和P I パートナーズ株式会社	54,085千株	14.1億円

（以下削除）

< 中略 >

f 払込みに要する資金等の状況

< 中略 >

なお、本第三者割当増資は、前記「2 株式募集の方法及び条件（2）募集の条件」（注）5に記載のとおり、本株主総会において、（ ）本株式交換、（ ）当社の発行可能株式総数の増加に係る定款変更、及び（ ）本第三者割当増資に係る承認がなされ、前記（ ）及び（ ）の効力が発生していること、本買取決定が行われること、本債権放棄が実行されること、並びに 金融商品取引法に基づく届出の効力が発生していることを条件とし、本第三者割当増資の払込期日は、前記「2 株式募集の方法及び条件（2）募集の条件」（注）6に記載のとおり、本買取決定に基づく債権買取り等の実行日と同日である平成25年8月27日を予定しております。なお、前記の条件に関しましては、本株主総会において前記（ ）ないし（ ）に係る議案が承認可決され、平成25年7月9日に前記（ ）の効力が、同年7月10日に（ ）の効力が生じております。前記の条件に関しましては、同年6月20日に本買取決定が行われております。

< 後略 >

3 発行条件に関する事項

（1）発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方、本第三者割当増資が有利発行に該当するものと判断した理由、その判断の過程及び本第三者割当増資を有利発行により行う理由並びに本第三者割当増資に関して監査役が表明する意見

（訂正前）

当社は、平成21年より3期連続で多額の営業損失を計上するに至っており、財務体質の改善を含む抜本的な事業再構築を推進することが不可避となっておりますが、自己資本が脆弱で、過大な有利子負債を負担している現状では、資本の毀損を伴う抜本的な改革を行うことができない事態に陥っています。

< 中略 >

当社は、新日鐵住金株式会社をはじめとして、複数の候補先との接触を断続的に行い、事業パートナーとなり得る企業を模索・検討した結果、新日鐵住金株式会社をはじめとするスポンサーとの間で、当社の現状についての認識を共有するに至りました。当社は、スポンサーから本事業再生計画の一環として本第三者割当増資により資金調達を行うことにより、早期に財務基盤の建て直しを図り、収益基盤を構築することが喫緊の課題であると考えております。かかる財務体質の強化が抜本的収益計画の実現に不可欠であるとの認識のもと、当社及び鉄鋼業界の置かれた現状を勘案し、スポンサーとの協議を重ねました。その結果として、平成21年より3期連続で多額の営業損失を計上するに至った現状及び本第三者割当増資は機構による支援を行う当社の事業再生の一環であり現実的に実現可能な選択肢が他に存在しないことを踏まえ、本事業再生計画に基づく本債権放棄がなされることを前提としても、新株式を時価で発行して資金調達を行うことは困難であると考えました。そこで、互いに独立した各スポンサーと当社間で交渉した結果、希薄化率に関する東証の上場廃止基準に抵触しないという条件の下、本株式交換及び本第三者割当増資後にスポンサーが保有することとなる議決権数の合計が当社の議決権総数の3分の2超となること及び払込金額の合計を総額約90億円（予定）とすることを基本的な枠組みとして、本株式交換における反対株主による株式買取請求が全くなされない状況を仮定して発行価格の下限を26円（本第三者割当増資にかかる取締役会決議日の直前取引日（以下、「直前取引日」といいます。）の終値（70円）から62.9%（小数第2位以下を四捨五入しています。以下、ディスカウント率の計算について同じです。）ディスカウントの価格）に設定し、平成25年7月10日以降、本株式交換の結果を踏まえて各スポンサーと協議の上、最終的には平成25年8月7日開催予定の当社取締役会が決定する価格とすることを予定しております。以上から、本事業再生計画を遂行し、財務基盤強化の実現及び将来的な企業価値の向上の実現のためには、前記発行価格により本第三者割当増資を実施することが最善であると考えております。

なお、発行価格の下限（26円）での発行となった場合は、直前取引日から1ヵ月遡った期間の終値の単純平均値（65円（円未満切捨てしています。以下、終値の単純平均値の計算について同じです。））に対し60.0%のディスカウント、直前取引日から3ヵ月遡った期間の終値の単純平均値（65円）に対し60.0%のディスカウント、直前取引日から6ヵ月遡った期間の終値の単純平均値（53円）に対して50.9%のディスカウントを行った金額となり、日本証券業協会の定める第三者割当増資の取扱いに関する指針等に照らせば本第三者割当増資は有利発行に該当するものと判断されることから、本株主総会において、本第三者割当増資による新株式発行に関する議案について特別決議による承認を得ることを条件に、本第三者割当増資を行うことといたしました。

< 後略 >

（訂正後）

当社は、平成21年より4期連続で多額の営業損失を計上するに至っており、財務体質の改善を含む抜本的な事業再構築を推進することが不可避となっておりますが、自己資本が脆弱で、過大な有利子負債を負担している現状では、資本の毀損を伴う抜本的な改革を行うことができない事態に陥っています。

< 中略 >

当社は、新日鐵住金株式会社をはじめとして、複数の候補先との接触を断続的に行い、事業パートナーとなり得る企業を模索・検討した結果、新日鐵住金株式会社をはじめとするスポンサーとの間で、当社の現状についての認識を共有するに至りました。当社は、スポンサーから本事業再生計画の一環として本第三者割当増資により資金調達を行うことにより、早期に財務基盤の建て直しを図り、収益基盤を構築することが喫緊の課題であると考えております。かかる財務体質の強化が抜本的収益計画の実現に不可欠であるとの認識のもと、当社及び鉄鋼業界の置かれた現状を勘案し、スポンサーとの協議を重ねました。その結果として、平成21年より4期連続で多額の営業損失を計上するに至った現状及び本第三者割当増資は機構による支援を行う当社の事業再生の一環であり現実的に実現可能な選択肢が他に存在しないことを踏まえ、本事業再生計画に基づく本債権放棄がなされることを前提としても、新株式を時価で発行して資金調達を行うことは困難であると考えました。そこで、互いに独立した各スポンサーと当社間で交渉した結果、希薄化率に関する東証の上場廃止基準に抵触しないという条件の下、本株式交換及び本第三者割当増資後にスポンサーが保有することとなる議決権数の合計が当社の議決権総数の3分の2超となること及び払込金額の合計を総額約90億円とすることを基本的な枠組みとして、発行価格を26円（本第三者割当増資にかかる取締役会決議日（平成25年8月7日）の直前取引日（以下、「募集事項決定直前取引日」といいます。）の終値（60円）から56.7%（小数第2位以下を四捨五入しています。以下、ディスカウント率の計算について同じです。）ディスカウントの価格であり、本第三者割当増資にかかる当初の取締役会の決議日（平成25年3月28日）の直前取引日（以下、「当初決議直前取引日」といいます。）の終値（70円）から62.9%ディスカウントの価格）に決定しております。以上から、本事業再生計画を遂行し、財務基盤強化の実現及び将来的な企業価値の向上の実現のためには、前記発行価格により本第三者割当増資を実施することが最善であると考えております。

なお、募集事項決定直前取引日から1ヵ月遡った期間の終値の単純平均値（63円（円未満切捨てしています。以下、終値の単純平均値の計算について同じです。））に対し58.7%のディスカウント、募集事項決定直前取引日から3ヵ月遡った期間の終値の単純平均値（65円）に対し60.0%のディスカウント、募集事項決定直前取引日から6ヵ月遡った期間の終値の単純平均値（66円）に対して60.6%のディスカウントを行った金額となり、当初決議直前取引日から1ヵ月遡った期間の終値の単純平均値（65円）に対し60.0%のディスカウント、当初決議直前取引日から3ヵ月遡った期間の終値の単純平均値（65円）に対し60.0%のディスカウント、当初決議直前取引日から6ヵ月遡った期間の終値の単純平均値（53円）に対して50.9%のディスカウントを行った金額となります。したがって、日本証券業協会の定める第三者割当増資の取扱いに関する指針等に照らせば本第三者割当増資は有利発行に該当するものと判断されます。そこで、有利発行となることを想定して、本株主総会において、本第三者割当増資による新株式発行に関する議案について特別決議による承認を得ております。

< 後略 >

（２）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

（訂正前）

本第三者割当増資の発行数量は、互いに独立した各スポンサーと当社間で交渉した結果、希薄化率に関する東証の上場廃止基準に抵触しないという条件の下、本株式交換及び本第三者割当増資後にスポンサーが保有することとなる議決権数の合計が当社の議決権総数の3分の2超となること、並びに払込金額の合計を総額約90億円（予定）とすることを基本的な枠組みとして、本株式交換における反対株主による株式買取請求が全くなされない状況を仮定して発行数の上限を346,750千株に設定し、平成25年7月10日以降、本株式交換の結果を踏まえて各スポンサーと協議の上、最終的には平成25年8月7日開催予定の当社取締役会が決定する発行数とすることを予定しております。

< 中略 >

なお、希薄化率は最大で約271%であり300%を超えないことから、東証の上場廃止基準に抵触しない範囲のものであります。

（訂正後）

本第三者割当増資の発行数量は、互いに独立した各スポンサーと当社間で交渉した結果、希薄化率に関する東証の上場廃止基準に抵触しないという条件の下、本株式交換及び本第三者割当増資後にスポンサーが保有することとなる議決権数の合計が当社の議決権総数の3分の2超となること、並びに払込金額の合計を総額約90億円とすることを基本的な枠組みとして、当該枠組みの中でその後のスポンサーとの協議の結果、最終的に発行数を346,636千株に確定いたしました。

< 中略 >

なお、希薄化率は約270%であり300%を超えないことから、東証の上場廃止基準に抵触しない範囲のものであります。

4 大規模な第三者割当増資に関する事項

（訂正前）

平成24年9月30日現在の当社の発行済株式総数131,383千株に係る議決権の総数は128,169個で、本第三者割当増資により発行される新株式346,750千株（上限）に係る議決権数は346,750個となります。平成24年9月30日現在の当社発行済株式総数に対して最大約264%、議決権数に対しては最大約271%の割合となり、25%以上の割合で希薄化が生じます。したがって、本第三者割当増資による新株式の発行は大規模な第三者割当増資に該当するものであります。

（訂正後）

平成25年3月31日現在の当社の発行済株式総数131,383千株に係る議決権の総数は128,161個で、本第三者割当増資により発行される新株式346,636千株に係る議決権数は346,636個となります。平成25年3月31日現在の当社発行済株式総数に対して約263%、議決権数に対しては約270%の割合となり、25%以上の割合で希薄化が生じます。したがって、本第三者割当増資による新株式の発行は大規模な第三者割当増資に該当するものであります。

5 第三者割当増資後の大株主の状況

(訂正前)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議決 数の割合	割当後の所有株 式数(株)	割当後の総議決権 数に対する所有議 決権数の割合
新日鐵住金株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号	12,875,957	10.05%	107,121,957	19.80%
阪和興業株式会社	大阪市中央区伏見町四丁目3番9号	729,902	0.57%	80,612,902	14.90%
日鐵商事株式會社	東京都千代田区大手町二丁目2番1号	1,698,000	1.33%	54,102,000	10.00%
大和P Iパートナーズ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号グラントウキョウ ノースタワー	0	0%	54,102,000	10.00%
エア・ウォーター株式会社	札幌市中央区北三条西一丁目2番地	432,613	0.34%	47,317,613	8.75%
大阪瓦斯株式会社	大阪市中央区平野町四丁目1番2号	0	0%	19,230,000	3.55%
尼崎製罐株式会社	兵庫県尼崎市大島一丁目41番1号	1,992,554	1.56%	12,864,544	2.38%
財団法人 中山報恩会	大阪市中央区西心齋橋一丁目4番5号	10,683,195	8.34%	10,683,195	1.97%
株式会社サワライズ	福岡市西区小戸二丁目3番18号	438,320	0.34%	5,956,568	1.10%
大中物産株式会社	東京都中央区銀座五丁目13番3号 いちかわビル	1,000,539	0.78%	5,463,293	1.01%
計	-	29,851,080	23.30%	397,413,072	73.47%

(注) 所有株式数及び所有議決権割合については、本株式交換において、平成24年9月30日現在の当社連結子会社5社の株主(当社を除きます。)が保有する当該連結子会社の株式のすべてを当社が本株式交換により取得すること(すなわち、連結子会社からの株主による株式買取請求がなされないこと)及び当社株主から株式買取請求がなされないこと、本第三者割当増資による割当数が、前記「1.割当予定先の状況(2)「割り当てようとする株式の数(予定)」に記載されたとおりであること、並びに これら以外には平成24年10月1日以降に当社の株主の保有株式数に変動が生じていないこと、を前提として算出した数値です。本株式交換の結果及び本第三者割当増資の最終的な条件により、第三者割当増資後の所有株式数及び議決権割合に変更が生じる可能性があります。

(訂正後)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議決数 の割合	割当後の所有株 式数(株)	割当後の総議決権 数に対する所有議 決権数の割合
新日鐵住金株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号	12,875,957	6.63%	107,087,957	19.80%
阪和興業株式会社	大阪市中央区伏見町四丁目3番9号	729,902	0.38%	80,585,902	14.90%
日鐵商事株式會社	東京都千代田区大手町二丁目2番1号	1,698,000	0.87%	54,085,000	10.00%
大和P I パートナース株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号グラントウキョウ ノースタワー	0	0%	54,085,000	10.00%
エア・ウォーター株式会社	札幌市中央区北三条西一丁目2番地	432,613	0.22%	47,298,613	8.75%
大阪瓦斯株式会社	大阪市中央区平野町四丁目1番2号	0	0%	19,230,000	3.56%
尼崎製罐株式会社	兵庫県尼崎市大島一丁目41番1号	12,864,544	6.62%	12,864,544	2.38%
財団法人 中山報恩会	大阪市中央区西心斎橋一丁目4番5号	10,683,195	5.50%	10,683,195	1.98%
ゴールドマンサックス インターナショナル	133 FLEET STREET LONDON EC4A2BB, UK	6,500,000	3.35%	6,500,000	1.20%
ユービーエスエージー ホンコン	AESCHENVORSTADT 1 CH-4051 BASEL SWITZERLAND	6,000,000	3.09%	6,000,000	1.11%
計	-	51,784,211	26.66%	398,420,211	73.67%

(注) 所有株式数及び所有議決権割合については、平成25年7月9日現在の数値となっております。また、割当後の所有株式数及び割当後の所有議決権割合については、本第三者割当増資以外には同日以降に当社の株主の保有株式数に変動が生じていないことを前提として算出した数値です。

6 大規模な第三者割当増資の必要性

(2) 大規模な第三者割当増資による既存株主への影響についての取締役会の判断内容

(訂正前)

本第三者割当増資による募集株式の数は346,750千株（議決権数346,750個）（上限）であり、平成24年9月30日現在の当社の発行済株式の総数131,383千株（議決権数128,169個）に対して、最大約264%の割合（議決権における割合で約271%）で希薄化が生じることになります。

< 後略 >

(訂正後)

本第三者割当増資による募集株式の数は346,636千株（議決権数346,636個）であり、平成25年3月31日現在の当社の発行済株式の総数131,383千株（議決権数128,161個）に対して、約264%の割合（議決権における割合で約270%）で希薄化が生じることになります。

< 後略 >

（3）大規模な第三者割当増資を行うことについての判断過程

（訂正前）

<前略>

また、本第三者割当増資は、希薄化率が25%以上となるものであることから、本株主総会において、本第三者割当増資の必要性及び相当性について説明した上、本第三者割当増資に関する議案が、会社法上の特別決議によって承認されることをもって、株主の皆様の意思確認をさせていただくことを予定しております。

（訂正後）

<前略>

また、本第三者割当増資は、希薄化率が25%以上となるものであることから、本株主総会において、本第三者割当増資の必要性及び相当性について説明した上、本第三者割当増資に関する議案が、会社法上の特別決議によって承認されております。

第三部 追完情報

（訂正前）

1. 事業等のリスクについて

<中略>

2. 臨時報告書の提出について

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第119期事業年度）の提出日（平成25年6月19日）以降、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（平成25年7月9日）までの間において、以下 及び の臨時報告書を提出しております。

<後略>

（訂正後）

1. 事業等のリスクについて

<中略>

2. 臨時報告書の提出について

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第119期事業年度）の提出日（平成25年6月19日）以降、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（平成25年8月7日）までの間において、以下 ないし の臨時報告書を提出しております。

<中略>

連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号に基づく報告（提出日：平成25年8月7日））

（1）当該事象の発生年月日

平成25年7月9日

（2）当該事象の内容

当社は、平成25年7月9日を効力発生日とする株式交換により、当社の連結子会社である中山三星建材株式会社、中山通商株式会社、三星商事株式会社、三星海運株式会社、及び三泉シヤ-株式会社を完全子会社化いたしました。

これに伴い、平成26年3月期第2四半期連結会計期間において、特別利益（負ののれん発生益）を計上する予定であります。

（３）当該事象の連結損益に与える影響額

当該事象により、平成26年3月期第2四半期連結累計期間の連結決算において、負ののれん発生益約70億円を特別利益として計上する見通しであります。

< 中略 >

3. 最近の業績の概要

平成26年3月期第1四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）の業績の概要

当社が公表した平成26年3月期第1四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表は以下の通りであります。

なお、この四半期連結財務諸表は、注記の一部を省略する等しているため、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成したものではありません。また、この四半期連結財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューを終了していませんので、四半期レビュー報告書は受領していません。

四半期連結財務諸表
 (1) 四半期連結貸借対照表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年 3月31日)	当第 1 四半期連結会計期間 (平成25年 6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	22,045	20,146
受取手形及び売掛金	27,639	29,070
商品及び製品	9,369	10,755
仕掛品	2,146	2,092
原材料及び貯蔵品	6,046	6,901
繰延税金資産	273	56
その他	1,820	1,281
貸倒引当金	236	240
流動資産合計	69,106	70,063
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	4,342	4,465
機械及び装置（純額）	5,575	5,337
土地	24,810	24,810
その他（純額）	632	441
有形固定資産合計	35,360	35,055
無形固定資産	224	216
投資その他の資産		
投資有価証券	2,975	3,076
繰延税金資産	1	1
その他	2,161	2,088
貸倒引当金	93	91
投資その他の資産合計	5,045	5,075
固定資産合計	40,629	40,347
資産合計	109,736	110,410
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	14,218	15,689
短期借入金	69,873	71,310
未払金	1,869	2,100
未払費用	1,595	2,191
未払法人税等	1,044	132
賞与引当金	337	194
その他	968	423
流動負債合計	89,906	92,041

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
固定負債		
長期借入金	25,694	24,078
繰延税金負債	3,393	3,348
再評価に係る繰延税金負債	1,890	1,890
退職給付引当金	1,969	1,962
役員退職慰労引当金	2	3
環境対策引当金	175	175
特別修繕引当金	13	-
負ののれん	1,487	1,440
その他	1,067	1,236
固定負債合計	35,693	34,134
負債合計	125,599	126,175
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,538	15,538
資本剰余金	10,338	10,338
利益剰余金	56,725	56,643
自己株式	598	598
株主資本合計	31,446	31,364
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	709	689
土地再評価差額金	3,364	3,364
その他の包括利益累計額合計	4,073	4,053
少数株主持分	11,509	11,545
純資産合計	15,863	15,765
負債純資産合計	109,736	110,410

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書
 四半期連結損益計算書
 第1四半期連結累計期間

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
売上高	38,034	30,836
売上原価	36,339	27,574
売上総利益	1,694	3,261
販売費及び一般管理費		
販売費	1,699	1,257
一般管理費	1,885	1,267
販売費及び一般管理費合計	3,585	2,524
営業利益又は営業損失()	1,891	737
営業外収益		
受取利息	3	7
受取配当金	70	31
負ののれん償却額	82	46
持分法による投資利益	6	0
その他	154	64
営業外収益合計	318	149
営業外費用		
支払利息	419	320
その他	374	164
営業外費用合計	793	485
経常利益又は経常損失()	2,367	401
特別利益		
固定資産売却益	104	86
特別修繕引当金戻入額	-	13
負ののれん発生益	896	-
投資有価証券売却益	337	-
特別利益合計	1,337	100
特別損失		
特別退職金	-	67
固定資産売却損	323	-
固定資産除却損	189	-
減損損失	175	-
たな卸資産評価損	162	-
事業構造改善引当金繰入額	40	-
特別損失合計	891	67
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	1,921	433
法人税、住民税及び事業税	216	120
法人税等調整額	267	183
法人税等合計	50	304
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失()	1,870	129
少数株主利益	45	47
四半期純利益又は四半期純損失()	1,915	81

四半期連結包括利益計算書
第1四半期連結累計期間

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失()	1,870	129
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	487	17
繰延ヘッジ損益	20	
持分法適用会社に対する持分相当額	0	0
その他の包括利益合計	508	17
四半期包括利益	2,378	112
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,409	61
少数株主に係る四半期包括利益	30	50

(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(追加情報)

(事業再生計画に基づく金融支援等の内容)

株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」といいます）に対して、株式会社地域経済活性化支援機構法（以下「機構法」といいます）第25条第1項に基づく申込を行った際に提出した事業再生計画に基づき、平成25年6月20日付で、機構法第28条第1項に定める債権の買取決定の通知を受けました。

また、当社は、当該事業再生計画に基づき、機構による再生支援の下で、連結子会社5社（中山三星建材株式会社、中山通商株式会社、三星商事株式会社、三星海運株式会社及び三泉シャワー株式会社）との株式交換を平成25年7月9日に実施しております。さらに、平成25年8月27日に関係金融機関等から約602億円の債権放棄等の金融支援を受けるとともに、新日鐵住金株式会社、阪和興業株式会社、日鐵商事株式会社、エア・ウォーター株式会社、大阪瓦斯株式会社、及び大和PIパートナーズ株式会社を引受先とする第三者割当増資により約90億円の資金調達を予定しております。

(セグメント情報等)

前第1四半期連結累計期間（自平成24年4月1日至平成24年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	報告セグメント					調整額 (百万円)	四半期連結 損益計算書 計上額 (百万円)
	鉄鋼 (百万円)	エンジニア リング (百万 円)	不動産 (百万円)	化学 (百万円)	計 (百万円)		
売上高							
外部顧客への売上高	33,625	306	135	3,966	38,034		38,034
セグメント間の内部売上高 又は振替高	67	3	104	0	174	174	
計	33,692	309	239	3,966	38,208	174	38,034
セグメント利益又は損失() (経常利益又は経常損失())	2,233	36	58	13	2,198	168	2,367

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

利 益	金 額 (百万円)
報告セグメント計	2,198
セグメント間取引消去	11
全社営業外損益（注）	157
四半期連結損益計算書の経常損失 ()	2,367

(注) 全社営業外損益は、主に報告セグメントに帰属しない営業外収益と営業外費用の差額であります。

当第1四半期連結累計期間（自平成25年4月1日至平成25年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	報告セグメント				調整額 (百万円)	四半期連結 損益計算書 計上額 (百万円)
	鉄鋼 (百万円)	エンジニア リング (百万円)	不動産 (百万円)	計 (百万円)		
売上高						
外部顧客への売上高	30,454	199	182	30,836		30,836
セグメント間の内部売上高 又は振替高	78	0	78	157	157	
計	30,532	199	261	30,993	157	30,836
セグメント利益又は損失() (経常利益又は経常損失())	426	28	94	492	91	401

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

利 益	金 額 (百万円)
報告セグメント計	492
セグメント間取引消去	11
全社営業外損益（注）	80
四半期連結損益計算書の経常利益	401

（注）全社営業外損益は、主に報告セグメントに帰属しない営業外収益と営業外費用の差額であります。

(重要な後発事象)

共通支配下の取引等

(当社を株式交換完全親会社とする株式交換による連結子会社株式の取得)

当社は、平成25年3月28日開催の取締役会において締結した株式交換契約に基づき、平成25年7月9日を効力発生日として、当社の連結子会社である中山三星建材株式会社(以下、「中山三星建材」といいます。)、中山通商株式会社(以下、「中山通商」といいます。)、三星商事株式会社(以下、「三星商事」といいます。)、三星海運株式会社(以下、「三星海運」といいます。)及び三泉シヤー株式会社(以下、「三泉シヤー」といいます。)(以下、上記連結子会社5社を総称して「連結子会社ら」といいます。)を完全子会社とする株式交換を実施いたしました。本株式交換の概要は以下の通りであります。

1. 株式交換の方法

当社を株式交換完全親会社、連結子会社ら各社を株式交換完全子会社とする株式交換です。

2. 本株式交換に係る割当ての内容

	中山製鋼所 (株式交換完 全親会社)	中山三星建材 (株式交換完 全子会社)	中山通商 (株式交換完 全子会社)	三星商事 (株式交換完 全子会社)	三星海運 (株式交換完 全子会社)	三泉シヤー (株式交換完 全子会社)
株式交換比率	1	177	25	35	563	63

(注1) 株式の割当比率

中山三星建材の普通株式1株に対して、当社の普通株式177株を割当て交付いたしました。中山通商の普通株式1株に対して、当社の普通株式25株を割当て交付いたしました。三星商事の普通株式1株に対して、当社の普通株式35株を割当て交付いたしました。三星海運の普通株式1株に対して、当社の普通株式563株を割当て交付いたしました。三泉シヤーの普通株式1株に対して、当社の普通株式63株を割当て交付いたしました。

(注2) 本株式交換により交付する株式数等

当社は、本株式交換により、普通株式152,772,900株を割当て交付いたしました。交付した株式は当社が保有する自己株式を充当せず、新株式の発行を行いました。

3. 取得原価、発生した負ののれん発生益の金額、増加した資本剰余金の金額

取得原価 14,555百万円

負ののれん発生益 7,031

資本剰余金増加額 4,653